



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月1日火曜日 第2509号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... (森林整備課) ... 774  
 建設業者の許可の取消し..... (土木管理課) ... 774  
 建築士の免許の取消し..... (建築住宅課) ... 775  
 道路の区域変更(県道無月宇和島線)..... (南予地方局管理課) ... 775  
 道路の区域変更(県道大洲長浜線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 775  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 775

### 公 告

平成26年度から平成28年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... (会計課) ... 776

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1071号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年4月農林水産省告示第1165号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年10月1日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
大洲市肱川町宇和川3786、3790、3832、3842	東京都日野市多摩平三丁目1番地1尾下章二郎	森林所有者
大洲市肱川町宇和川3906	大洲市宇和川甲1617番地3山崎善秋	"
大洲市肱川町宇和川4190	大洲市森山1032番地2河内明	"
大洲市肱川町宇和川4425	大洲市森山甲1204番地西野清水	"
大洲市肱川町予子林2573、2615の1、2621の1、2621の3、2694、2697の1、2736、2738、2755の1、2758	名古屋市西区二方町37番地堤京子	"
大洲市肱川町予子林2637、2639、2640	大阪府泉南郡阪南町自然田866番地385山崎保博	"
大洲市肱川町大谷2	大洲市成能甲741番地城戸幸三	"

大洲市肱川町大谷39、82の1、82の2、84、112、127、159	喜多郡肱川町大字大谷330番地山下廣美	"
大洲市肱川町大谷161の2	喜多郡肱川町大字大谷187番地寺田伊佐男	"
大洲市肱川町大谷920	喜多郡肱川村大字大谷402番地2上田泰	"
大洲市肱川町大谷1453の1から1453の4まで	大阪府守口市馬場町二丁目15番地2ビッグバーズ303号小川文雄	"
大洲市肱川町大谷1458の1、1504の1	喜多郡肱川村大字大谷1513番地三瀬正	"
大洲市肱川町大谷1458の2、1492	喜多郡肱川町大字大谷1513番地三瀬正	"
大洲市肱川町大谷1491	喜多郡大谷村1513番地三瀬正	"
大洲市肱川町大谷1500	喜多郡肱川町大字大谷1513番地三瀬俊蔵	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1072号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年10月1日

愛媛県知事 中村時広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 22 ) 第 10941 号	平 成 22 年 8 月 24 日	有 限 会 社 ト ヨ シ マ 瓦 店	豊 島 宣 弘	西 条 市 北 条 1509 番 地	平 成 25 年 9 月 19 日	屋 根 工 事 業	同 社 役 員 が 建 設 業 法 第 8 条 第 10 号 に 定 め る 欠 格 要 件 に 該 当 し て い た こ と が 判 明 し た た め。

○愛媛県告示第1073号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成25年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	一級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成25年8月21日	三 浦 保	二級建築士	愛媛県知事登録第242号	死亡による

○愛媛県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲308番1地先から 同市坂下津甲343番1地先まで	旧	メートル 4.5～10.3	キロメートル 0.425	
			新	7.3～42.2	0.425	

○愛媛県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲83番1から 同町上老松甲672番1まで	旧	メートル 7.1～11.7	キロメートル 0.195	
			新	7.6～17.7	0.191	

○愛媛県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲83番1から 同町上老松甲672番1まで	平成25年10月1日

## 公 告

## ○公 告

平成26年度から平成28年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

平成25年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

## 2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

## 3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす者であって、同条第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められたものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

## 4 申請の時期

平成25年11月1日（金）から12月6日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

## 5 申請書類の交付方法及び提出先

## (1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/kense/denshigyose/shinsesho/index.html>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

## (2) 提出先

別表のとおりとする。

## 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

## 7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

## 8 資格の効力

資格は、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

## 9 平成29年度から平成31年度までの資格審査

平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成28年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 10 問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2156

## 別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790 - 8570 松山市一番町4 - 4 - 2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市、伊予市、東温市、久 万高原町、松前町、砥部町、 県外
東予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒793 - 0042 西条市喜多川796 - 1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線205) 又は 東予地方局今治支局総務県民室総務県民防災グループ 〒794 - 8502 今治市旭町1 - 4 - 9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線201)	新居浜市、西条市、四国中央 市  今治市、上島町
南予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒798 - 8511 宇和島市天神町7 - 1 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線205) 又は 南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ 〒796 - 0048 八幡浜市北浜1 - 3 - 37 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線210)	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町  八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町